

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 4月14日
新潟地方裁判所民事部
裁判所書記官 牧 野 弘 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 5月12日 午前 9時00分から 令和 7年 5月19日 午後 4時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 5月26日 午前10時00分 場 所 新潟地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 6月 9日 午前 9時30分 場 所 新潟地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年 5月28日 午前 9時00分から 令和 7年 5月30日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7年 4月14日から当庁物件明細書等閲覧場に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 500, 000 1, 200, 000	一括	300, 000	23, 659	5, 121
1	460, 000				
2	1, 040, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 新潟市秋葉区善道町一丁目
地 番 250番9
地 目 宅地
地 積 525.98平方メートル
持分16分の1

2 (一棟の建物の表示)

所 在 新潟市秋葉区善道町一丁目250番地9
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 302.50平方メートル
2階 287.60平方メートル
3階 267.35平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 善道町一丁目250番9の19
建物の名称 和光306
種 類 居宅
構 造 鉄骨造1階建
床 面 積 3階部分 84.93平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 3月 19日

新潟地方裁判所民事部

裁判所書記官 牧 野 弘 子

-
-
- 1 不動産の表示
【物件番号 1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号 1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号 2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
【物件番号 2】
管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 新潟市秋葉区善道町一丁目

地 番 250番9

地 目 宅地

地 積 525.98平方メートル

持分16分の1

2 (一棟の建物の表示)

所 在 新潟市秋葉区善道町一丁目250番地9

構 造 鉄骨造陸屋根3階建

床 面 積 1階 302.50平方メートル

2階 287.60平方メートル

3階 267.35平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 善道町一丁目250番9の19

建物の名称 和光306

種 類 居宅

構 造 鉄骨造1階建

床 面 積 3階部分 84.93平方メートル





令和6年(ケ)第92号
令和6年11月28日受理
令和6年12月**24**日提出

現況調査報告書

新潟地方裁判所

執行官 戸川 正 明

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 新潟市秋葉区善道町一丁目
地 番 250番9
地 目 宅地
地 積 525.98平方メートル

持分16分の1

2 (一棟の建物の表示)

- 所 在 新潟市秋葉区善道町一丁目250番地9
構 造 鉄骨造陸屋根3階建
床 面 積 1階 302.50平方メートル
2階 287.60平方メートル
3階 267.35平方メートル

(専有部分の建物の表示)

- 家屋 番号 善道町一丁目250番9の19
建物の名称 和光306
種 類 居宅
構 造 鉄骨造1階建
床 面 積 3階部分 84.93平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	新潟市秋葉区善道町一丁目1番13号和光マンション306号		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
管理費等の状況	☐ のとおり 管理費 4,000円 修繕積立金 4,000円	令和6年12月9日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 令和5年7月分～令和6年12月分 計144,000円 ※上記に対し年14%の割合による損害金が発生する	
管理費等照会先	マンション和光管理組合		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に上記区分建物を所有し、一棟の建物の敷地として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■管理費、修繕積立金の外、水道料月額3、590円（滞納額64,620円）、町内会費月額400円（滞納額7,200円）の徴収がある。管理組合から提出された管理規約には、それらが所有者の承継人に承継する旨の根拠は見当たらなかった。

■物件2は経年による劣化により玄関ドアの開け閉めがスムーズに行かなかったり、台所の採光窓付近から雨漏りがする等の障害がある。

■隣地所有者等	1	251番2	公衆用道路	56㎡	所有者	新潟市
	2	250番8	宅地	263.80㎡	所有者	新津市

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A (所有者)	1 物件2は私が家族と共に居宅として使用している。第三者は使用していない。なお、室内で犬を二匹飼育している。 2 今年1月からの能登半島地震では、食器棚が倒れて食器類が破損したりはしたが、建物自体に損傷はなかった。ただ、建築年が昭和47年と古いので劣化が激しく、台所の天井にある採光窓付近から雨漏りがしたり、玄関ドアの開け閉めが困難なほど歪んでいたりする。 3 昨年、階下から物件2に通じる共用部分の階段が落下し、修繕積立金で修理している。また、同じく昨年に外壁の塗装や屋上の防水などの大がかりな工事を実施している。いずれも修繕積立金から拠出していると聞いている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年11月29日 (金) 10:10-11:30	新潟地方法務局新津支局	公図・要約書等請求
6年11月29日 (金) 11:40-11:55	物件所在地	外観調査、写真撮影
6年11月29日 (金) 13:00-13:20	市税事務所資産税第1分室 (新潟市役所横越出張所内)	固定資産税課税台帳写し請求
6年12月2日 (月) 14:25-14:45	物件所在地	外観調査、写真撮影、連絡文書差し置き
6年12月3日 (火) 11:10-11:20	電話照会	所有者に占有関係等調査
6年12月9日 (月) 14:40-14:50	電話・FAX照会	管理組合代表者に滞納管理費等について照会
6年12月9日 (月) : - :	郵便	所有者に立入調査日時通知書送付
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年12月19日 (木) 13:15-14:10	物件所在地	立入調査、所有者に占有関係等調査、写真撮影
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

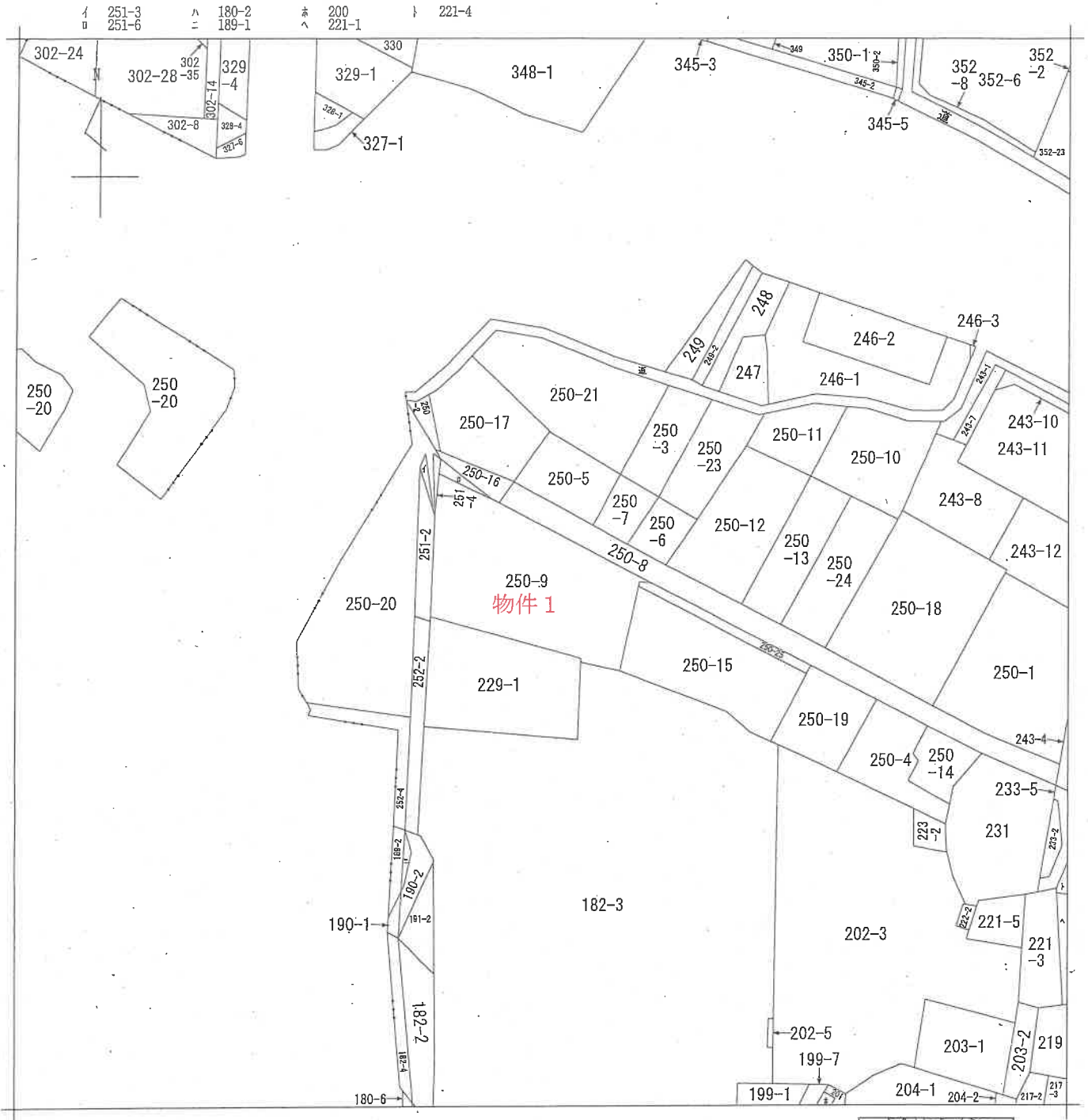
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(6 枚目)

A 3をA 4に縮小



A 善道町 1丁
B 善道町 1丁
C 善道町 1丁
D 善道町 1丁

請 求 部 分	所 在	新潟市秋葉区善道町一丁目				地 番	250番9			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 文 字 記 号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

昭和四十六年四月廿五日

作 製 年 月 日

昭和四拾三年九月九日

作製者:





35

佳

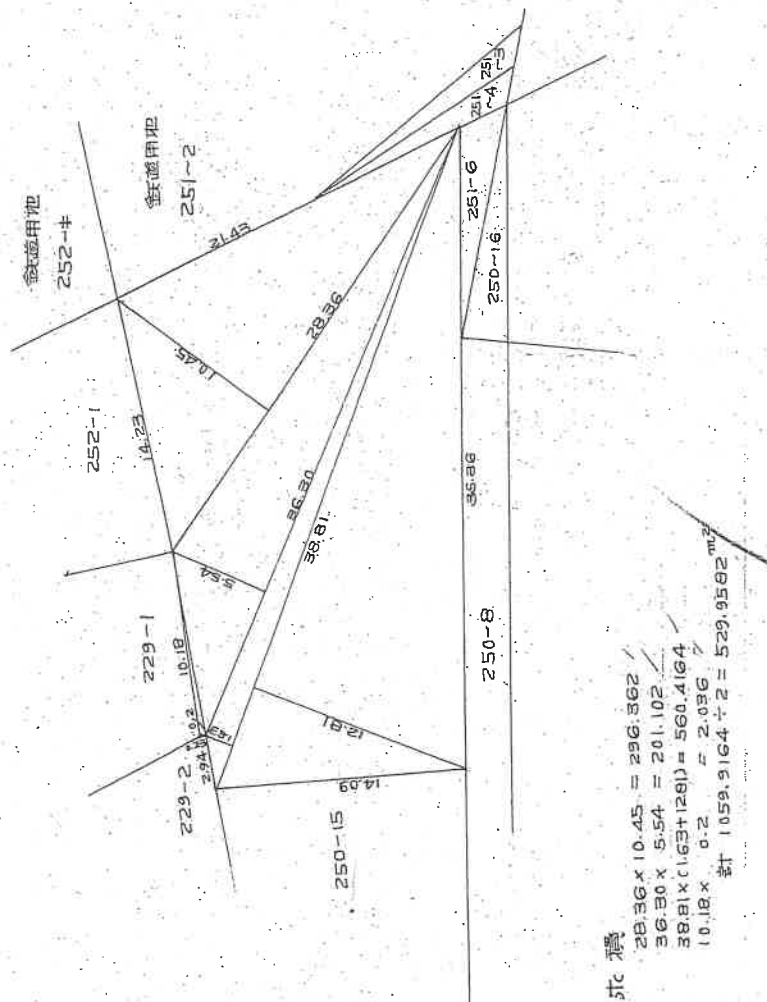
國土／地
政學

052 炮台

畢

所在地

平成19年4月1日区制施行により、
「新潟市秋葉区」に変更



疊

$$28,36 \times 10.45 = 296.362$$
$$36.30 \times 5.54 = 201.102$$
$$38.81 \times (1.63 + 1.29) = 560.4164$$
$$10.18x \quad 0.2 \quad 2.036$$
[illegible]

風縮

1.00m

033274

121

建築物図面

家屋番号 善道町1丁目 250-8-19

建築物の所在 新潟市 善道町1丁目 250番地9

平成19年4月1日区制施行により、
「新潟市秋葉区」に変更。

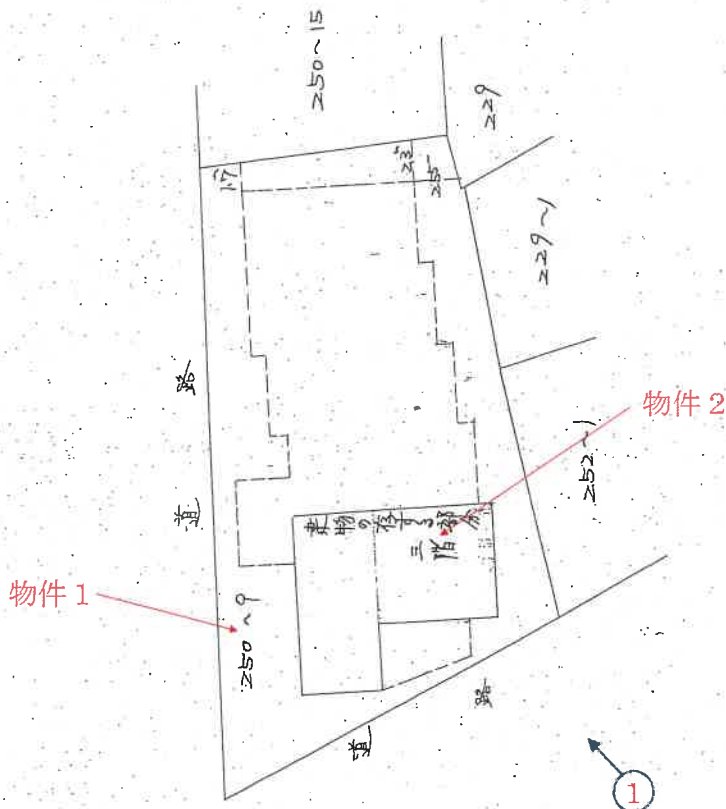
47.7.18

製作年月日
昭和47年7月12日

製作者
[Redacted]

申請人
[Redacted]

←○印は写真撮影位置，方向



(日調連13)

縮尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会紙)

016304

各階平面圖

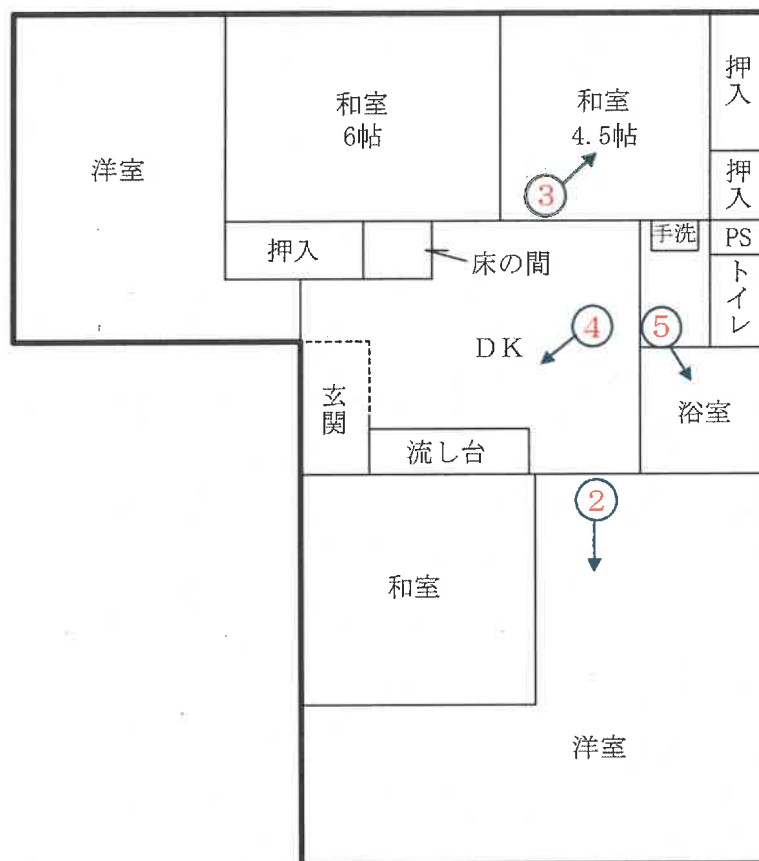
477/8

A 3をA 4に縮小

請求番号: 8-4

建物間取図(概略)

物件2 S=1/100



←○印は写真撮影位置，方向

写 真

1



写 真

2



写真

3



写真

4



写真

5



令和 6 年 (ケ) 第 92 号
令和 6 年 12 月 19 日 現地調査
令和 6 年 12 月 25 日 評価

新潟地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
本 間 禎 子

第1 評価額

一 括 価 格	
金1,500,000円	
物件番号	内 訳 価 格
1 (土地)	金460,000円
2 (建物)	金1,040,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

(現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。)

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積 持 分	新潟市秋葉区善道町一丁目 250番9 宅地 525.98㎡ 16分の1	
2	所 在 構 造 床 面 積 家 屋 番 号 建 物 の 名 称 種 類 構 造 床 面 積	(一棟の建物の表示) 新潟市秋葉区善道町一丁目250番地9 鉄骨造陸屋根3階建 1階 302.50㎡ 2階 287.60㎡ 3階 267.35㎡ (専有部分の建物の表示) 善道町一丁目250番9の19 和光306 居宅 鉄骨造1階建 3階部分 84.93㎡	
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 敷地の概況、利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 信越本線新津駅の北方、道路距離約300mに位置する。 バス停「新津駅」の北約300m。
付 近 の 状 況	近隣地域は、新潟市秋葉区のうち、信越本線軌道東側、新津駅の北方、新津停車場線の北側に位置する地域である。当地域は、事業所、戸建住宅、駐車場等が混在しており、幅員が狭い道路が多く、やや街路条件が劣るものの、駅に徒歩圏内であり標準的な住環境を形成している。
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 市街化区域 用 途 地 域 第一種住居地域 建 ぺ い 率 60% 容 積 率 200% 防 火 規 制 無し そ の 他 の 規 制 建築基準法第22条区域、日影規制あり
画 地 条 件	物件1の土地は、整形(間口約20m、奥行約30～35m)、概ね平坦、角地であり、前面道路及び側道とそれぞれほぼ等高に接面。
接 面 道 路	物件1の土地は、西側で幅員約4m舗装道路(市道、新津2-38号線。建築基準法第42条1項1号道路。)に、北東側で幅員約3m舗装道路(市道、新津2-40号線。建築基準法第42条2項道路。幅員4m未満であるためセットバックを要する。)に接面。
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	物件1の土地には、鉄骨造3階建の一棟の建物(受命の物件2の存する一棟の建物：和光マンション)が立地している。
供給処理施設	上 水 道 有り 都 市 ガ ス 有り 下 水 道 処理区域内 (宅内に公共マス有り)
特 記 事 項	特になし

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	和光マンション
建物の用途	居宅（総戸数16）
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記上） 昭和47年7月1日 新築 経過年数 52.0年 経済的残存耐用年数 0.0年
構造	鉄骨造陸屋根3階建
仕様	屋根 陸屋根防水仕様 外壁 金属系サイディング、リシン吹付等
設備 共用部分等	駐車場有り
建物の品等	使用資材 普通 施工 普通
供給処理施設	上水道 有り 都市ガス 有り 下水道 有り
管理の形態 等	管理組合 マンション和光管理組合 管理方式 自主管理 管理会社 ー 管理形態 ー
管理の状況	やや劣る
特記事項	物件2の所有者によれば、令和5年に外壁塗り替え及び屋根 の防水工事を行った、とのことである。

(2) 専有部分の概要 (物件2)

構 造	造	鉄骨造 1 階建
位 置	置	3 階の北西端に位置する。
現 況 床 面 積		公簿と同じ
間 取 り		5 D K（詳細は、附属資料「建物間取図(概略)」参照。）
仕 様		天 井 クロス、化粧合板等 床 フローリング、畳等 内 壁 クロス等 設 備 キッチン、浴室等 ベランダ 有り その他 特記事項無し
維持管理の状態		やや劣る
管 理 費 等		管 理 費 月額 4,000円 修繕積立金 月額 4,000円 水 道 料 月額 3,590円 町 内 会 費 月額 400円 滞 納 額 なし 有り 管 理 費 72,000円 修繕積立金 72,000円 上下水道料 64,620円 町 内 会 費 7,200円 (令和5年7月分～令和6年12月分) (令和6年12月9日現在)
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等		現在、所有者が居宅として使用している。
特 記 事 項		玄関ドアが錆等により開閉しにくい状態である。また、ダイニングキッチン天井部分の採光窓付近から雨漏りがしている等、全体的に経年による劣化が見られる。

第5 評価額算出の過程

1 基本価格の査定

受命物件の存するマンションの専有面積当たりの単価水準を基に受命物件の個別性を考慮して、本件基本価格（土地共有持分と建物専有部分を一体とした価格）を査定した。

単価水準 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) イ	個別補正率 ウ	敷地権付建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
30,000	84.93	1.03	2,620,000

ア 単価水準

受命物件の存するマンションは、駅に徒歩圏内であり相対的に利便性の優れた地域に立地するものの、築後の経過年数が長く旧式設備のみの中古マンションに対する需要は弱含んでいる。よって類似の中古マンションの取引、売買希望価格等を総合的に勘案して、専有面積1㎡当たりの単価水準を上記のとおり査定した。

ウ 個別補正率

受命物件の存する階層、位置、維持管理状況等を考慮して判定。

2 評価額の判定

土地部分（物件1）の価格を算出し、基本価格から当該土地持分価格を控除して建物価格を算出し、各物件に競売市場修正等を考慮して、評価額を以下の通り決定した。

① 敷地持分価格の査定

物件1（土地）の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求め、さらに共有持分割合を乗じて、敷地持分価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	共有持分 割合 オ	敷地持分価格(円) ア×イ×ウ× エ×オ=カ
1	36,200	1.05	525.98	0.75	$\frac{1}{16} \times 1.0$	940,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

近隣及び周辺の取引事例等と比較し、公示価格（又は新潟県地価調査標準価格）から規（比）準し、地価水準及びその動向を勘案して上記のとおり査定した。

標準地 新潟秋葉-5 を規（比）準した価格

地価公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 規準した標準価格
 $38,200 \text{ 円/㎡} \times 99.5 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 105 = 36,200 \text{ 円/㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：地価公示地等は標準的画地で補正の必要なし。

◇ 地域格差：交通接近条件で劣るが、街路条件及び環境条件で優る。 (+5)

イ 個別格差：北東側接面道路が4m未満でありセットバックを要するが、角地であり優れる。 (+5)

エ 建付減価補正率：新築後相当期間が経過し、建物と敷地との適合状態で劣る。 (△25)

オ 共有持分割合：権利形態（所有権） $1 / 16 \times 1.0$

② 建物価格の査定

マンションとしての基本価格から土地の持分価格を控除して物件2の建物価格を次のとおり求めた。

物件 番号	基本価格 (円) ア	土地の持分価格 (円) イ	建物価格 (円) ア－イ＝ウ
2	2,620,000	940,000	1,680,000

③ 敷地利用権等の価格（敷地占有利益又は借地権等）

物件 番号	敷地の持分価格 (円) ア	敷地利用権等割合 (場所的利益) イ	敷地利用権等の価格 (円) ア×イ＝ウ
1	940,000	30%	280,000

④ 内訳価格及び一括価格

物件 番号	加減算前価格 (円) (2①カ、2②ウ) ア	敷地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2③ウ) イ	占有 減価 率 ウ	市場性 修正率 エ	競売市 場修正 率 オ	その他 の控除 減価率 カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ エ×オ×カ
1	940,000	－280,000	－	1.0	0.7	－	460,000
2	1,680,000	＋280,000	1.0	1.0	0.7	0.76	1,040,000
合計							1,500,000

ウ 占有減価：必要なし

エ 市場性修正率：必要なし

オ 競売市場修正：競売市場の特殊性により上記の通り判定した。

カ その他控除減価率：

調査基準日における管理費及び修繕積立金等の滞納額に加え、評価時まで及び今後6ヶ月分の管理費及び修繕積立金等の額、更に遅延損害金の額を考慮して判定した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格

標準地番号	新潟秋葉-5
所在及び地番	新潟市秋葉区善道町1丁目373番1
価	格 38,200円/㎡
位	置 新津駅へ700m
価	格 時 点 令和6年1月1日
地	積 333㎡
供給処理施設	水道、ガス、下水
接面街路	北東6.5m市道
用途指定等	市街化区域、第一種住居地域（60%、200%）
地域の概要	中規模一般住宅の多い既成住宅地域

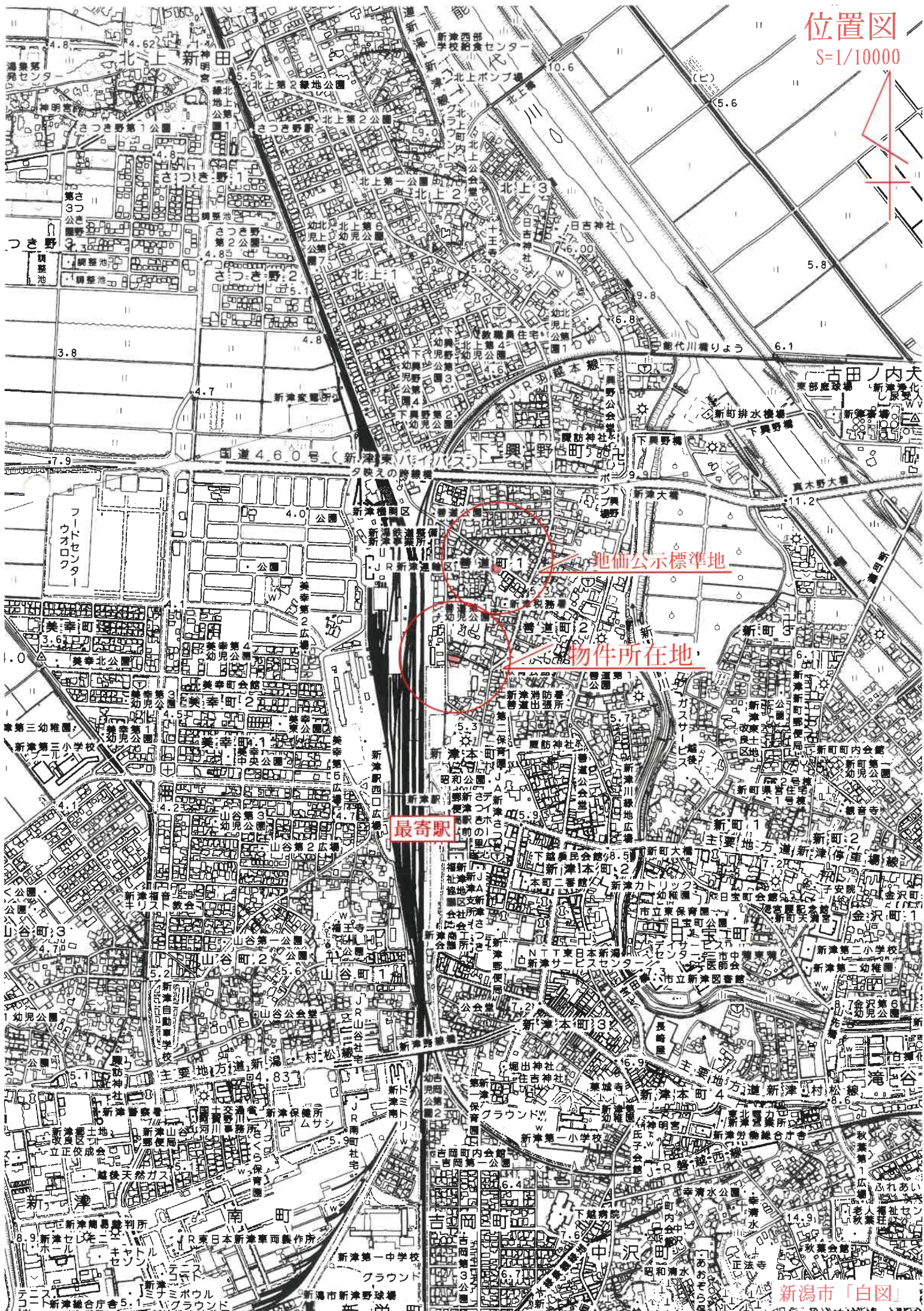
第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面及び各階平面図写
- 5 建物間取図(概略)

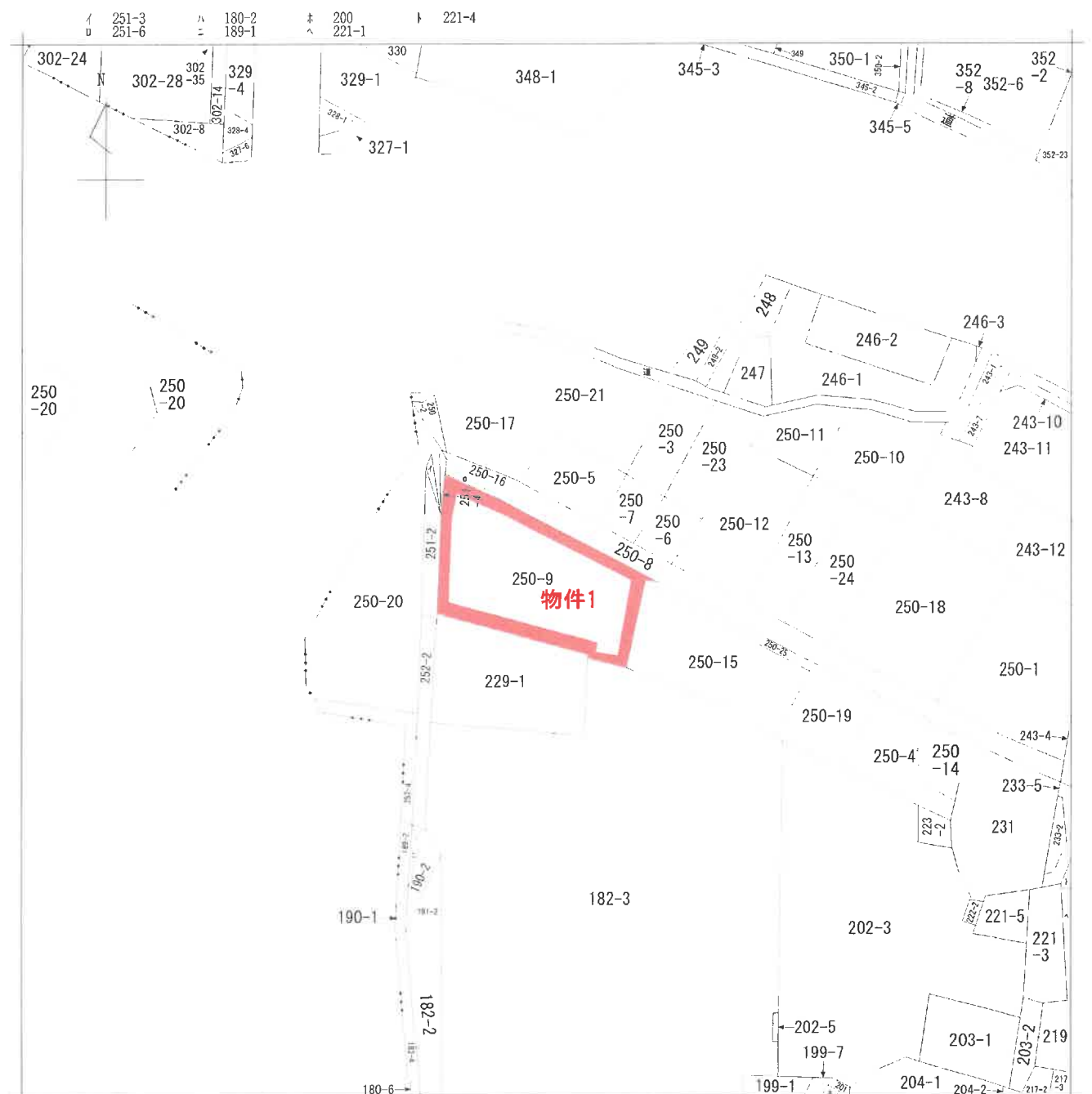
以 上

位置図

S=1/10000



新潟市「白図」



地番区域見出

善道町
1丁目

善道町1丁目
善道町1丁目
善道町1丁目
善道町1丁目
善道町1丁目

請求部	所在地	新潟市秋葉区善道町一丁目				地番	250番9	
出力縮尺	1/600	精度区	座標系 番号記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補記事項	

登記年月日：昭和47年8月10日

57

前 250-9 新 229-1 250-9

地番 250-9 250-22

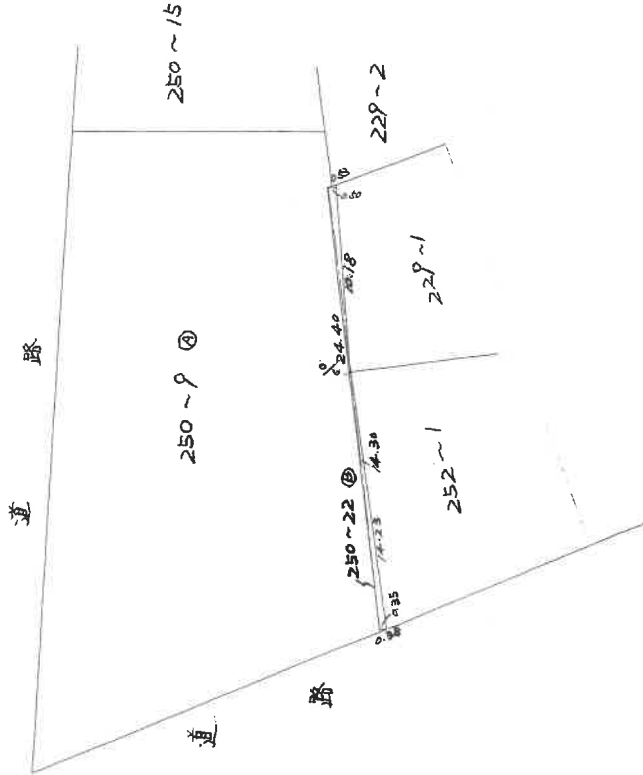
地積測量図

47-8-10

土地の所在 新潟市 新潟市春道町1丁目

平成19年4月1日区制施行により、
[新潟市秋葉区]に変更

作製年月日
昭和47年8月7日
作製者



(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

033278

縮尺 1/300

(日測連9)

登記年月日：昭和42年1月12日

53

地積測量図

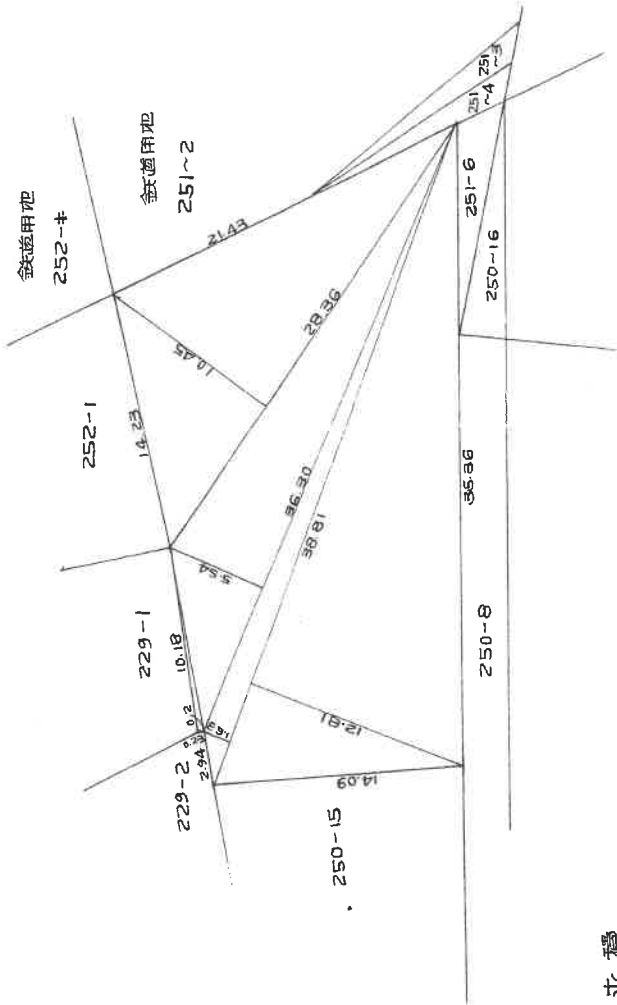
地番	250番9
土地の所在	

平成19年4月1日区制施行により、
[新潟市秋葉区]に変更

昭和四十二年九月九日
作製年月日

作製者

申請人



水路
 $28.36 \times 10.45 = 296.862$
 $36.30 \times 5.54 = 201.102$
 $38.81 \times (16.93 + 12.81) \div 2 = 560.4164$
 $10.18 \times 0.2 = 2.036$
計 $1059.9164 \div 2 = 529.9582 \text{ m}^2$

縮尺	$\frac{1}{300}$
----	-----------------

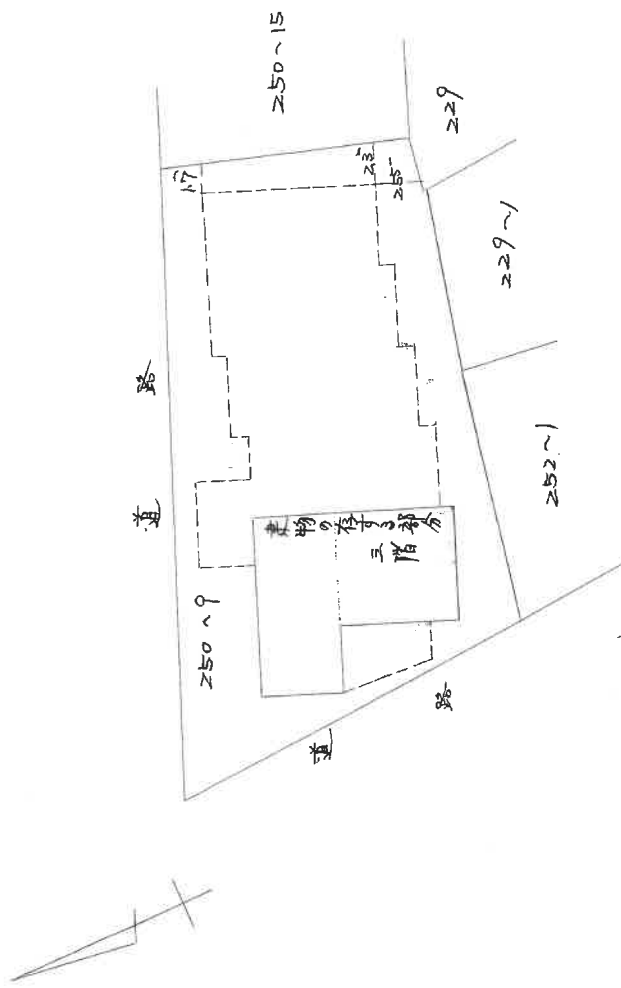
033274

登記年月日：昭和47年7月18日

121

建物図面

47.7.18

家屋番号	普通町1丁目 250-9-19	製作年月日	昭和47年7月12日	製作者		申請人	
建物の所在	新潟市 普通町1丁目 250番地9 平成19年4月1日区制施行により、 [新潟市秋葉区]に変更						

(日調連13)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

016304

縮尺 1/300

122

各階平面圖

建物の所在
新津市善道町1丁目 250番地

新潟市
平成19年4月1日区制施行により、
〔新潟市秋葉区〕に変更

47.7/8

昭和	47	年	7	月	12	日	作製者
作	製	年	月	日			

申請人

1897

床面積計算

① 431	×	3.75	=	16.1625
② 1120	×	6.14	=	68.7680
計				84.9305 m ²

(日 記 本)

(日)本土地家屋調査士会連合会(会)

縮尺 $\frac{1}{100}$

016305

A3判をA4判に縮小

建物間取図 (概略)

物件2 S=1/100

